

国民健康保険加入者の方へ

人間ドック受診料を助成します

疾病の早期発見及び予防のため、定期的な検診を受け健康状態をチェックしましょう。
当保健事業の実施にあたり、受診後、人間ドック検診結果表(写)を町へ提出してください。

■**対象**／松伏町国民健康保険の被保険者で、次の要件にすべて該当する方

- ▶ 受診申請日及び受診日に加入している方
- ▶ 受診日に35歳以上の方
- ▶ 国民健康保険税を完納している方

■**定員**／150名(定員になり次第締切り)

■**申込み**／保険証と免許証などの本人確認書類を持参し、住民ほけん課窓口で申請してください。

※受診票を発行しますので、必ず受診前に申請してください(受診後の申請は受付不可)。

■**自己負担額**

【指定医療機関】15,000円

(埼玉あすか松伏病院※又は埼玉筑波病院)

【指定医療機関以外】

いったん全額を自己負担していただき、受診項目が助成対象となるかを確認した上で受診後に助成金を交付します。(助成金額は、検診料総額が35,000円以上のときは20,000円、35,000円未満のときは検診料総額から15,000円を差し引いた金額)

※11月1日から「埼玉野村病院」は「埼玉あすか松伏病院」に名称が変更されました。

問合せ／戸籍住民担当 ☎991-1866

公的個人認証サービスと住民基本台帳カードは有効期限が異なりますのでご注意ください

公的個人認証サービスの「電子証明書」

■**有効期限**／発行日から3年

■**有効期限の確認方法**

- ▶ 町から失効日までに送付する通知で確認
- ▶ 公的個人認証サービスポータルサイト(<http://www.jpki.go.jp/>)で確認

■**更新の方法**／有効期限の3か月前から、住民基本台帳カードを持参の上、戸籍住民担当へ。

住民基本台帳カード

■**有効期限**／発行日から10年

■**有効期限の確認方法**

- ▶ 町から失効日までに送付する通知で確認
- ▶ カードの表面に記載されている有効期限で確認

■**更新の方法**／有効期限の3か月前から、住民基本台帳カードを持参の上、戸籍住民担当へ。

※「住民基本台帳カード」の有効期限は切れていても、カードのICチップに記録されている「電子証明書」は有効な場合があります。「住民基本台帳カード」の廃止・更新の際には、「電子証明書」を利用しているかどうかを職員にお伝えください。



運転免許証を自主返納した高齢者に「写真付住民基本台帳カード」を無料交付しています

高齢者の交通事故防止を図るため、運転免許証を自主返納された70歳以上の方に、返納後1年以内であれば、写真付住民基本台帳カードを1人1回限り無料交付しています。「車の運転に不安を感じていて運転免許証を返したいが、本人確認の資料として必要としている。」という方は、ご利用ください。

■**必要なもの**

- ①警察署等で交付された「申請による運転免許証の取消通知書」(発行日から3か月以内のもの)又は「運転経歴証明書(有料)」
- ②本人確認の書類2点(保険証、年金証書など)